琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　日本政府援助総合訓練所設置（覚書）の締結

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43573

沖繩本淨信會

石田官房長官
利害関係者

1970.3.30.

職業訓練局管理課 清水補佐 殿

日本政府沖縄事務所 野田

総訓覚書については、特連の山本氏からおききのことと存じますが、小生3月30日に米民政府の招きで労働局のDavisという担当官と話し合いましたところ、別帰案を受け取り且つ説明を受けましたので、ご報告致します。

1. 総訓覚書きと別個の覚書きとしたいが、総訓覚書の中に繰り入れてもよい。（2のGuaranteeのみ）
2. signatureの欄は日本政府で書きかえてもよい。
3. 本案は米使館へ説明ズミであるが、文書としては31日に米大使館へ送る予定である。

以上とりあえず。よろしくお取り計らい下さい。

日本政府

Memorandum of Understanding
Between the Government of Japan and
The Government of the Ryukyu Islands
Concerning the Underwriting of the
Unemployment Insurance Fund

1. Purpose. The purpose of this memorandum is to guarantee the solvency of the Unemployment Insurance Special Account of the Government of the Ryukyu Islands (GRI) and thereby to assure that money will be available to pay unemployment insurance benefits and other benefits as set forth in the GRI Unemployment Insurance Law to insured workers who become unemployed and who are entitled to benefits under the law.

2. Guarantee. The Government of Japan (GOJ) extends assurance that in case the Unemployment Insurance Special Account of GRI becomes exhausted or is so nearly exhausted that GRI is unable to pay unemployment insurance benefits in full to all eligible workers when they are due, then the GOJ will make money available to GRI, for deposit in the Unemployment Insurance Special Account, as necessary to enable GRI to pay benefits to all eligible workers when due.

3. Procedure. In case GRI finds that assistance from GOJ will be needed in the near future to prevent delay in benefit payments, the Chief Executive of GRI will prepare a request for a grant of funds under this guarantee. This request shall be addressed to the appropriate authority in GOJ through the Civil Administrator. The request will be accompanied by the Chief Executive's estimate of the amount of money which will be needed and the time when it will be needed. The Chief Executive shall not include in one request money estimated to be needed for more than 60 days but he may submit subsequent requests for more money. The Civil Administrator may transmit a request to the appropriate authority in GOJ.

4. Reimbursement will not be claimed. GOJ agrees that it will not seek reimbursement for any money which it makes available to GRI under the provisions of this memorandum. Reimbursement will not be sought directly or indirectly from GRI or its successor agency, nor from the United States of America or any of its agencies.

5. Effective Date. This memorandum will go into effect _____ 1970 and will continue in effect until the reversion of the administrative control of Okinawa to Japan.

(Signature)
EIHARA NAKAMURA
Director, General Affairs Dept.
Government of the Ryukyu Islands
Date_____

(Signature)
TAKEO FUKUDA
Minister of Finance
Government of Japan
Date_____

(Signature)
FUMIO YAMAGAWA
Director, Welfare Department
Government of the Ryukyu Islands
Date_____

(Signature)
MASAKATSU NOHARA
Minister of Labor
Government of Japan
Date_____

(Signature)
YOKO NAKAMATSU
Director, Labor Department
Government of the Ryukyu Islands
Date_____

Approved on behalf of the High Commissioner of the Ryukyu Islands
By

(Signature)
H. L. CONNER
MAJ, AGC
Chief of Administration, USCAR
Date_____

UNCLASSIFIED

SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE

1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JGOO AS OUR SUGGESTED LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE DOCUMENT SHOULD BE ~~QUOTE~~ "APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH COMMISSIONER" ~~END QUOTE~~ AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF ADMINISTRATION. SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MOENY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO

INSURED

INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL ~~BE~~ ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICAN OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ---------- 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

For Sato JL

QVL OTA273ALA968UL018
PP RUALOT
ACTION DE RUAOBQA 4204 1061011
POL-5 ZNR UUUUU
P 160745Z APR 70
INFO FM HICOMRY OKINAWA RYIS
AMB TO AMEMBASSY TOKYO
DCM BT
ASA2 UNCLAS
AEM NCRI-LA
PA SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE
ACU A. MY 0100045Z APR 70
PM 1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JGOO AS OUR SUGGESTED
POL A LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND
ECON2 GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE
EMIN FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF
I UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER
CONS SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE
ADMIN TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT
I RAT THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE
PAO AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF
USIS THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON
CHRON BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE
DOCUMENT SHOULD BE QUOTE APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH
OSKA
USJ2

UNCLASSIFIED CONTROL: 926

RECD: APR 17, 1970
2:45 AM

(Vocational Training Center)

35/RR PAGE 2 RUAOBQA4204 UNCLAS
COMMISSIONER END QUOTE AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF
ADMINISTRATION. SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:
1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE
THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF
THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO
ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT
INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE
GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME
UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.
2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS
ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL
ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED
THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN
FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN HEY ARE DUE, THEN THE GOJ
WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOY-
MENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO
PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.
3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ
WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT
PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST

UNCLASSIFIED

UNCLASSIFIED

PAGE 3 RUAOBQA4204 UNCLAS

FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND HE TIME AHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STAES OF AMERICAN OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ---------- 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN

BT

#4204

UNCLASSIFIED

QVL OTA273ALA968UL018

PP RUALOT

DE RUAOBQA 4204 1061011

ZNR UUUUU

P 160745Z APR 70

FM HICOMRY OKINAWA RYIS

TO AMEMBASSY TOKYO

BT

UNCLAS

~~HCRI-LA~~

UNCLASSIFIED ~~CONTROL: 926~~

~~RECD: APR 17, 1970 2:45 AM~~

ACTION FOL-5

INFO AMB DCM ASA2 ~~AEM~~ PA ACU FM POL A ECON2 EMIN D/C CONS AMIN LABAT PAO USIS CHRON OSKA USJ2 35/RE

SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE

~~A. MY 010045Z APR 70~~

1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JGOO AS OUR SUGGESTED LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE DOCUMENT SHOULD BE ~~QUOTE~~ APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH

~~PAGE 2 RUAOBQA4204 UNCLAS~~

COMMISSIONER ~~END QUOTE~~ AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF ADMINISTRATION. SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST

UNCLASSIFIED

FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STAES OF AMERICAN OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ---------- 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

BT
#4204

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

187

総番号（TA）40055　　主管
70年8月14日16時45分　沖縄　発
70年8月14日19時50分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

全軍労の動向

第275号　略

往電第272号に関し

全軍労は13日よる中央闘争委員会を開催、終了後上原委員長が記者会見を行なつた（スズキ立会い）概要次の通り。

（1）結果的には前日の拡大執行委員会で採択された闘争方針がほぼ原案通り決定された。（国頭往電参照）

（2）エクスチェンジ支部で実施している「すわり込み闘争」を全組合で実施せよとの多数意見があり、その方向で再検討することとした。

（3）ストライキ決行については、9月15日の解雇発効をひかえ、8月末ないし9月1日ごろにくり上げよとの意見があつたが、準備期間が必要であることから原案通り9月10日前後ということとなつた。ストの規模については情勢判断の上決定する。

（4）スト決行の想定時点まで未だ時間があるので、今後も米軍との交渉をくり返して行きたい。

（7）

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

98

総番号（TA）40431　　主管
70年8月17日17時30分　沖縄　発
70年8月17日20時07分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

涉外局長内話

2、組訓

第280号　略

往電第275号に関し

クラーク涉外局長は、17日当面の諸問題につきカヤに要旨下記の通り述べた趣。

1. 全軍労の問題については、米側内部で情勢分せきを行なつているが、上原としては、解雇そのものにつき何らかの実力上の意思表示（DEMONSTRATIONS）を行なわざるを得ないであろうから、9月中旬のストはそれまでに格段の情勢の変化なき限り実行されるものと受取つている。ただし、今回はストそのものから得られるべき果実は殆んど見当らず、反面ストに伴なうちようかい処分が行なわれることが予見されるとすれば、今度は右処分のけい減のための交渉という段取りとなり、かかる交渉の妥協の如何によつて事態が一応平常化するというお決りの経過をたどることが予想される。なお、一部のクラブ及びPXの直接雇よう制度から請負制度への移行は、就労の機会は実質的に引続き確保される反面、賃銀のカット及びボーナス、退職金に対する資格（ENTITLEMENT）のそ

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

う失を伴なうので組合側の反応がえいびんであることは理解し得るも、予算上の削減に伴なう一連の措置である以上止むを得ない。
また、日本政府の退職金差額補てんの意思表示は米側の高く評価するところであり、かかる措置のかん和的（PLACATORY）効果は少なからざるものがあると思われる。

2. 職業訓練所についての覚書については、土地購入及び建物建設の資金のソースの正当性（LEGITIMACY）の問題があり、GRIによる失業保険積立金の一方的流用は、軍の解雇継続が予想されることとのほか、米側として本来異存があるわけであるが、同時に訓練所の建設は既定事実であるからこの間にあつて何らかの解決策を見出すことが急務であると思う。しかし、本件は主としてGRIとUSCARの間の問題であり、いわゆる日米の「外交レベル」の交渉にまで問題を持込むことは時期しよう早である。GRIから今後はかかる資金の誤まれる流用は行なわない。または、失業保険金に不足を生じた場合GOJとGRIで責任をもつて補てんするなどのコミットメントを取付けることなど未だつくすべき余地もあると思うので（文書によるコミットメントにはGRIまたはGOJ側で異論あるやに聞いているが）GRIとUSCARの話し合いを

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

要すれば主席及び民政官のラインまでレベル・アップして話し合いを継続したい。
（当代表部注。米側意向については事務局ミチムネ調査官に改めてGRI側に伝えるよう依頼済。）
（了）

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付		3	3
付属校閲渡し			

発送日
処理日 昭和45年9月21日
発信 タイプ 校査

文書課長

公信案

（分類 ）

公信番号 米北1 第 65 号　公信日付 昭和 ~~昭和参5年~~ 9月21日

~~大臣~~ 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 ~~官房長~~	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年 9月19日 起案者 吉川　電話番号 445

協議先

受信者 準備委日本政府代表	発信者 外務大臣
写送付先	（番号発送日） 9月19日

件名
沖縄の總合職業訓練所覚書について

GA-2　21 外3省　回覧番号

* 秘密標準（赤色）

米北1第65号
昭和45年9月21日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

（件名）
沖縄の總合職業訓練所覚書について

引用公・電信日付・番号	貴電沖275号の2.

1、本件覚書案に関し、沖縄北方対策庁によれば、その後知念琉球政府行政副主席より、ベネット副民政官に署名督促方要請せるも、米国民政府側は依然琉政失業保険特別会計に赤字を生ずるおそれありとの

※付属添付物 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1　外務省

態度を固執している趣につき、[redacted]（アメリカ局北米課担当官）は、去る9月4日在京米国大使館担当官を招致し、本件訓練所設置の重要性をあらためて指摘し、民政府側が懸念しているが如き問題は生じ得ない旨説明した。

1、追って、米側の要請に基づき、9月14日別添資料を在京米国大使館担当官に手交せしめ[redacted]、現地米側の説得方要請せしめおいた。

2、よって[redacted]、在京米国大使館は別添資料[redacted]を民政府に送付していたものと考えるが、貴代表部においても民政府を説得方努力中のこと念のため、民政府に別添資料について説明の上、[redacted]本件覚書の早急署名実現方努力ありたい。

3、なお、琉球政府は、本件訓練所を10月1日に開所すべく準備を進めている趣につき、参考まで。

失業保険の福祉施設について

45.9.16
ダットン下院
キリヨンハ政務次官

1　保険制度が被保険者の偶発的な事故による所得の喪失を補塡することを基本的な機能とすることはいうまでもないが、所得の補塡に限定することなく、一歩すすんで保険事故そのものの防止と解消を図ることも保険事業運営の重要な課題である。

2　職業訓練施設は、労働者に技能習得させることにより、失業の予防と、再就職の促進を図る機能を有するもので失業保険の福祉施設として設置運営するにふさわしいものである。本土の失業保険では、昭和28年度にはじめて失業保険福祉施設として総合職業訓練所(8所)等が設置され、以来、失業保険施設は年々拡充強化され(30年8月失業保険法の一部改正により、あらたに福祉施設に関する一章が追加された)45年度予算では65763百万円(うち職業訓練関係10,612百万円 総訓86校)となっている。

3　沖縄においても1958年失業保険法が制定され、第四章に福祉施設の規定が設けられ「政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であった者の福祉の増進を図るための必要な施設を行なうことができる」旨規定されている。

4. 一方、沖縄においても本土と同様、技能労働者の不足が目立っており、職業訓練に対する要望は増大している。今後沖縄経済の工業化の進展を考慮すると職業訓練による技能労働者の養成確保は一段と増大するものと考へられる。このため1969年5月本土の旧職業訓練法とほぼ同内容の職業訓練法が制定されたところであるが、職業訓練の実施状況は極めて低調であり、本土の水準に比し著しくおくれている。また、最近沖縄では軍関係離職者が多発しており、今後も大量の離職者が発生することも見込まれるところである。このため本土同様失業保険福祉施設として早急に専門的技能を付与する職業訓練施設を設置し、沖縄経済の振興と多発する失業者の就職促進を図る必要がある。しかし、職業訓練所の設置については、多額の資金が必要なこと等にかんがみ沖縄失業保険の財政状況等を考慮し、本土失業保険の福祉施設として機械、建設費及び運営費等の経費を負担(昭和44年度～45年度 施設整備費44,4百万円 運営費28百万円)し、実質的な財政援助を行なうこととしているものである。

(注)

(1) 日米琉球諮問委員会から高等弁務官に対し、昭和43年9月30日付勧告第78号により、沖縄に職業訓練所を設置する必要があり、また

その設置のために日本政府から提供される協力について便宜を図るよう勧告している。

(2) 昭和44年1月13日付日米協議委員会第17回会合において米側より日本側に対し沖縄援助計画の一環として職業訓練所の建設について要望があり、日本側はこれに対し、雇用促進事業団の昭和44年度事業計画の一環として実施する旨付言し米側もこれを了承している。

(3) 職業訓練実施状況

	所数	職種数	訓練生数(延)
沖縄	2所	14職種	712人
本土	428校	2,417訓練科	130,435人

5. 沖縄失業保険勘定の収支見通しは別紙のとおりであり福祉施設に相当額を充当しても保険給付に支障を来たすことは考へられない。

沖縄失業保険法　（抜萃）

第39条（保険料率）

法険料率は1000分の10とする。

2　行政主席は毎会計年度において徴集した保険料総額と政府の負担額（第37条第2項の規定にもとずくものを除く。）との合計額と支給した保険給付総額と福祉施設に要した費用（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末における社会保険特別会計の失業保険勘定の積立金に加減した額が当該会計年度において徴集した保険料総額の4倍に相当せる額を越え、又は当該保険料総額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、職業安定審議会及び船員職業安定審議会の意見をきいて、1000分の8から1000分の12までの範囲内において前項に規定する保険料率を変更することができる。

失業保険財政状況（実績）

（単位 ドル）

年度	歳入 保険料	歳入 政府負担金	歳入 運用収入	歳入 諸収入	歳入 計	歳出 保険金	歳出 福祉施設費	歳出 諸支出金	歳出 業務費	歳出 計	差引剰余金	剰余金累計
43	132,895.24	367,200.00	428,634.20	8,800.66	2,135,528.07	908,937.17	156,136.11	1,113.22	153,259.00	1,220,446.00	915,149.07	5,081,483.80
44	1,579,362.58	55,000.00	348,945.48	280,809.00	2,264,117.60	1,314,978.22	741,238.42	767.45	178,149.00	2,245,134.84	18,982.76	5,986,632.87
45	1,737,542.00	352,611.00	257,688.00	9,603.00	2,557,854.00	1,538,784.00	672,787.00	364.00	215,471.00	2,448,408.00	108,946.00	5,745,615.23

注1. 44年度 積立金 5,986,632.87 ドルのうち 270,000.00 ドルを減額補正し、給付費に使用した。
2. 45年度は決算前のため暫定数である。

昭和46年度収支見込

（単位 ドル）

歳入		歳出		
保険料収入	2,026,491	給付費	2,000,465	早期退職者解雇に伴む 2000人
一般会計より受入	850,654	その他の経費	1,108,157	
その他の収入	821,930	予備費	588,453	
合計	3,699,075	合計	3,699,075	

注 1. 歳入の「その他の収入」とは、本土法相当給付，運用収入，諸収入である。
2. 歳出の「その他の経費」とは本土法相当給付福祉施設費，諸支出金，業務取扱費である。
3. 歳入の一般会計より受入 850,654ドルのうち 44年度不足額 343,553ドルを含む。
4. 46年度に単離職者関係として 2000人の受給者分 857,723ドルの増額が見込まれる。

過去3ヶ年の被保険者及び受給者実人員状況

		実績			対前年度増（△減）		
		'68(S43)年度	'69(S44)年度	'70(S45)年度	'68(S43)年度	'69(S44)年度	'70(S45)年度
被保険者	総数	114,054人	117,528人	119,140人	3,809人	3,474人	1,612人
	民間関係	81,002	84,482	87,777	3,394	3,480	3295
	軍関係	33,052	33,046	31,363	415	△6	△1,683
受給者実人員	総数	1,486	1,812	1,767	392	326	△45
	民間関係	1,192	1,502	1,275	397	310	△227
	軍関係	294	310	492	△5	16	182

軍関係離職者数の変動による保険給付に要する資金額

60/100　中級の平均

離職者数	平均受給月額	平均受給月数	(A) 金額	(B) (A)の内保険料負担額	(C) (A)の内政府負担額
5,000人	108.90ドル	5ヶ月	2,722,500.00ドル	2,041,875.00ドル	680,625.00ドル
6,000	108.90	5	3,267,000.00	2,450,250.00	816,750.00
7,000	108.90	5	3,811,500.00	2,858,625.00	952,875.00
8,000	108.90	5	4,356,000.00	3,267,000.00	1,089,000.00
9,000	108.90	5	4,900,500.00	3,675,375.00	1,225,125.00
10,000	108.90	5	5,445,000.00	4,083,750.00	1,361,250.00
12,000	108.90	5	6,534,000.00	4,900,500.00	1,633,500.00

（注）1 平均受給月額（扶養手当を含む）は45年の4,5,6月の平均である。
2 平均受給月数は，44年45年の平均である。
3 積立金から支出するのは（B）欄の額である。

45.9.14
ダットに手交、
ヤリコに経済係

Balance of Unemployment Insurance (Actual Results)

Fiscal Year	Revenue					Expenditure					Surplus	Total of Surplus
	Premium	Govt. Charge	Operational Income	Other Income	Total	Benefit	Welfare Facilities Expenditure	Other Expenditure	Operational Expenditure	Total		
1968	1,327,959.71	367,200.00	428,634.20	9,800.66	2,135,595.07	907,937.17	156,136.11	1,113.72	153,259.00	1,220,446.00	915,149.07	5,081,483.90
1969	1,579,362.68	55,000.00	348,945.48	280,809.00	2,264,117.60	1,314,978.97	75,123.42	767.45	178,149.00	2,245,134.84	18,982.76	5,996,632.97
1970	1,937,542.00	352,611.00	257,698.00	8,603.00	2,557,354.00	1,537,784.00	672,789.00	364.00	215,471.00	2,448,408.00	108,946.00	5,745,615.73

Note: 1 The amount of 270,000 US dollars in 5,996,632.97 US dollars of Fiscal Year Reserve Fund was spent as benefits.

2 The figure of Fiscal Year 1970 is provisional ones before the settlement of account.

Balance Prospect for 1971 Fiscal Year

(US Dollar)

Revenue		Expenditure	
Premium	2.026.491	Benefit	2.000.465
Receipt from General Account	850.654	Other Expenditure	1.108.157
Other Income	821.930	Reserve	588.453
Total	3.699.075	Total	3.699.075

Note: 1. Other income of revenue means benefits, operational incomes and other incomes equivalent to those under the Mainland Law.

2. Other expenditure of Expenditure means benefits, welfare facilities, other expenditure and operational expenditure equivalent to those under the Mainland Law.

3 850,654 US dollars of Revenue in Receipt from General Account includes 343,553 US dollars of deficit of Fiscal Year 1969.

4 Unemployment insurance benefits are expected to increase as the amount of 852,723 US dollars for 2,000 displaced persons from U.S. military facilities.

The Number of Unemployed Persons and Actual Recipients

		Actual Number			Increase (Decrease) to the preceding year		
		1968	1969	1970	1968	1969	1970
Unemployed Persons	Total	114,054 persons	117,528 persons	119,140 persons	3,809 persons	3,474 persons	1,612 persons
	Civil	81,002	84,482	87,777	3,394	3,480	3,295
	Military	33,052	33,046	31,363	415	△ 6	△ 1,683
Actual Number of Recipients	Total	1,486	1,812	1,767	392	326	△ 45
	Civil	1,192	1,502	1,275	397	310	△ 227
	Military	294	310	492	△ 5	16	182

The Amount necessary for Insurance Benefits in accordance with the Change of the Number of Displaced Persons from U.S. Military Facilities

Displaced Persons	Amount of Average Monthly Benefits	Average Month	(A) Amount of Money	(B) Paid from Premium	Paid from Govt Charge
persons	U.S.$	month	U.S.$	U.S.$	U.S.$
5,000	108.90	5	2,722,500.00	2,041,875.00	680,625.00
6,000	108.90	5	3,267,000.00	2,450,250.00	816,750.00
7,000	108.90	5	3,811,500.00	2,858,625.00	952,875.00
8,000	108.90	5	4,356,000.00	3,267,000.00	1,089,000.00
9,000	108.90	5	4,900,500.00	3,675,375.00	1,225,125.00
10,000	108.90	5	5,445,000.00	4,083,750.00	1,361,250.00
12,000	108.90	5	6,534,000.00	4,900,500.00	1,633,500.00

Note: 1 The amount of average monthly benefits is the average of benefits paid for April, May and June of 1970.

2 The average month is the average of 1969 and 1970.

3 The amount in the column (B) is paid from the Reserve Fund.

45/9/14 ご説明に参ります。(振興)

琉球政府の失業保険特別会計の財政見通しについて

45. 9. 11
振興課

1. 琉球政府の失保特会は、年間 400～500千ドルの黒字を計上し、1970年度末では、5,700千ドル余の積立金をもている。

予算要求上の資料によっても、繰越利益は72末見込で8,700千ドル余を見込み、うち一部は積立金の運用として土地、建物の固定資産を取得しているので現預金を3,400千ドル所有することとなっており、その経理状況は極めて良好である。

2. 今後の失業保険の保険給付の見込みについては、正確には予測することは困難であるが、1972年度の給付見込みとしては、

2,249,83ドル(一般失業のみ)を見込んでいる。

〔備考〕 一般失業保険給付 2,249,83ドルの根拠

(1) 初回受給者および初回受給率

区分	1969 7月	8	9	10	11	12	1970 1	2	3
初回受給者数	402	292	258	257	242	350	259	342	484
被保険者数	118,918	119,813	120,201	120,695	121,141	121,903	121,957	120,029	117,167
初回受給率	0.3%	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4

(2) 受給月数

区分	1966年度	1967	1968	1969	1970	平均(月)
受給者実人員	1,808	1,094	1,487	1,815	1,645	
初回受給者	314	198	303	358	320	
受給月数	5.8	5.5	4.9	5.1	5.4	5.3

総理府

B-4 大昭和製紙コッピー191x (100枚天のり)

1971年度、1972年度とも 1966～1969年度の平均受給月数5.2月と、1969年度の5.1月の中間値である5.2月で推移するもの見込む。（本土は4.12月）

(3) 受給月額

1966年度～1970年度における対前年度平均の上昇率1.22%で推移するものと見込む。

57ドル28 × 1.122 × 1.122 ≒ 72ドル11
（1970見込） 71上昇率 72上昇率

(4) '72一般失業保険給付は、軍関係離職者の大量解雇をあと1年度考慮し、初回受給者は1970年3月の0.4（1970年度中の最高）

ととり、また初回受給者も1970.3月の487人（1970年度中の最高）を考慮し500人とし、以下のとおり算定した。

125,116人 × 0.4 × 5.2 × 72ドル11 × 12月 ≒ 2,250万ドル
1972一般保険者数見込 初回受給者 受給月数 平均受給月額

500人

2,600人
（受給者実人員）

3 1970年度末見込みで5,745,615ドル（前年度5,996,633ドル）の積立金をもっているが、もしも軍関係の解雇が過去の実績（1969年6月1日～1970年6月30日）である1,574名程度の解雇を予定されるとして、その場合の保険給付は

1,574/13 × 5.2月 × 64ドル27 × 12月 = 485,573ドル
（初回受給者） 受給月数

であり、これは積立金総額の$\frac{1}{10}$以下である。

4 また沖縄の失業保険法第36条の規定では「失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であった者の福祉の増進を図るため必要な施設を行なうことができる。」とあり、これは本土の失業保険法第27条の2「政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であった者の福祉の増進を図るため……職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他必要な施設を行なうことができる。」の規定と規を一にするものであって、積立金を福祉施設へ運用することは法律上合法的に予定されているものである。

5 沖縄の失業保険特会に対しては、本土政府としても1970年度から保険給付の国庫負担相当分を継続して援助してきており、この方針は当然1972年度においても踏襲されるものである。また復帰後の措置については、失業保険が国家管掌の保険である性質上、失保の財政がどのような状態にあっても、本土の労働者は、これを引継ぐことは当然である。

6. 被保険者に対する福祉施設としては、琉政が行なった動労福祉センター及び本土の雇用促進事業団の協力による総合職業訓練所等をもって一応の区切りをつけ、琉政の失保の積立金は復帰迄、今後一切福祉施設への運用を行なわないことを琉政に確約させることができるものであること。

B-4 大蔵印刷Sコッピー19k (100枚天のり)

ノカミ　万大臣殿

大臣 官房長 外務審議官
次官 務 典務
官房長 官 審議官 長
儀 総 人 電 厚 計
資 書 文 会 官 給

国資長 参調 析企
領移長 参領 旅移

ア長 参地 中東 北 東 西
米長 参北 北保
中南米 参一 二
欧長 参西 東 洋 西 東

近ア長 参書 近ア
経長 次総 経 国 万
経協長 参賀 総 国 二
文技 二
国一 理
参 参 政 規
国長 参政 経 科
情長 軍 社 専
文長 参通 内 外
一 二

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

288

総番号(TA) 47802　　主管
70年 9月26日 13時10分　沖縄　発
70年 9月 日 15時16分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

総合職業訓練所問題

第391号 略

貴信米北1第65号に関し

1。全軍労問題につきカヤが24日ウイツセンヂヤー民政府労働局長を往訪せる際。本件につき冒頭貴信の御趣旨によりわが方の考え方につき更に説明せしめたところ、「ウ」はこの問題は労働ふく利行政についての米国の考え方とGRIの「利用し得る資金は必ずしも名分を問わず転用して可なり」とする実務主義との間のギャップから生じたものであり。可成り根がふかいものと言わざるを得ないが。このほど日本政府当局者より新たな資料を得たので早急に検討することとしたいと述べた趣。

2。26日ナカマツりゆう政労働局長は。カヤに対し。(イ)おきなわ失業保険かんじようの収支の見通しでは。今後相当数の米軍雇用者の解雇があつても保険給付に支障を来す如きことはないこと。今後GRIとしては預じのふく利施設計画に本件資金を使用することは考えていないこと等につき民政府には委細説明しているつもりであるが

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

。米側が容易に納得しないのはやはり米側としての原則論についての主義主張がを引いているためであると考えている。(ロ)しかし。現状を打開するためには本土政府より「本件失業保険かんじようにあか字は事実上生じない」という説明のほかに「たとえあか字を生じてもこれを補てんする」という将来についての一種のコミットメントの表明でもあれば米側がGRIに対する態度をなん化する上で大きな助けとなると思うと述べた趣。

(了)

(写 手交済 26日 17:00)

-2-

外務省

3. 演訓

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

477

総番号(TA) 48264
70年 9月29日 18時20分 沖縄 発 主管
70年 9月30日 01時00分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

山野長官、米民政官との会談

第396号 略

29日山野対策庁長官はフィアリー米民政官を往訪し、約1時間にわたり会談したところ、その主要点次の通り。(日本側キシ局長、ミツタ書記官、米側クレーマー企画局長同席)

1。先づ長官より、来年度日政援助費の対策庁案を説明したが、民政官より、上記対策庁案によれば投融資が大はばな増額を見ているところ、右はGRI財政のあか字を招くおそれなきやと質したのに対し、長官は、右投融資は主として公共事業費によつて占められており、あか字を招かぬよう十分配慮したつもりである旨説明の上現在のあか字情勢については目下大蔵、自治、対策庁の3者で構成された調査団がえい意調査中なる旨述べた。

2。民政官より、最近の新聞報道によれば、じゆん視ていの「オキナワ」には海上保安庁所属の人員が配置される由であり、他方GRI総務局長にヤエ山出身の自治省職員が決定している由であるが、米側としては右に対し特に異議が

大臣 外務次官 政務次官 官房長 官房審議官 総務 厚生 計画 農林 文部 会計 経済 国際貿易 参調 企画 領事移住 参領 旅移 アジア局長 参地 中東 北東 東二 西 米局長 参北 北米 中南米 参一二 欧亜 参西 東洋 西東 近アジア局長 参書 近ア 経済局長 次総 経 国際 万一 参貿 統 国二 経協局長 参政 技 二 国一 理 条約局長 参条 協 規 国際法局長 参政 経 科 軍 社 原 官房長 参道 内 外 文化局長 一二

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あるというわけではないが、かかる件に関しなるべく前広にGOJから相談を受けられないものかと思つている旨述べた。これに対し長官より、GOJとしてはGRIとの人事交流についての覚え書きが3者間で早急に取り交されることを望むものである旨述べるとともに、右覚え書きに関する日米間の話し合いには目下東京において行なわれていると了解するも、当地米側からも在京米大使館に対し本件促進方を働きかけられたい旨要望した。

3。総合職業訓練所問題につき、長官より、あらためて米側の配慮方申入れたのに対し、民政官は、本件についての米側見解はつとにGOJに送付済であり、回答待ちの段階である旨述べたが、長官は、本件は失業保険あか字問題と関連しているが、復帰後は本土の失業保険制度と一体化するので右あか字財政はその段階でGOJがかた代りすることが制度の求むるところとなろうと説明されたところ、民政官はGOJのかかる考え方をしかるべき文書にしてもらいたいということが米側のかねてからの希望である旨付言した。

4。最後に長官より、現在準備委で審議中の諸項目のうちりゆう政一般予算、税制、資金運用部資金の3項目については、GOJ内部において調整中で回答に暫時を要すべしと述べたところ民政官は、これらの分野におけるGOJの参加は大いにかん迎するところであり、米側として出来れ

—2—

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

これらについても次回代表会議までに一応の合意に達し、全項目を一括して解決したい所存なる旨表明した。
（了）

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

133

総番号（TA）48752　　主管
70年10月1日20時15分　沖縄　発　米北1
70年　月2日05時16分　本省　着

外務大臣殿　　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

労働職業訓練所問題

第400号　略

9/26日発

貴信米北1第65号及び往電第391号に関し

労働職業訓練所問題に関し、30日カヤが事務局ミヤザキ次長と共に民政府クレーマー計画局長及びクラーク渉外局長を往訪協議せるところ、その模様下記の通りの趣。

（右に先立ちカヤより、民政府内部の強こう論者とされるデーヴィス労働局調整官に対し、GOJがGRI失業保険会計のあか字補てんを正面から確約すると言う如きコミットメントの文書を取付けることに米側が固執することは現実的にあらず、あくまで個人的感触であるが、GOJに内在すべき（INHERENT）予算上の制約などの要素を考慮に入れた文言を工夫してみることが事態の打開のため必要である旨を述べたところ、「デ」より、米側内部で検討して見たいとの反応があり、右をはいけいとして30日の話し合いが行なわれた経緯がある）

1。先づ米側より、今回GOJより提出された説明資料（冒頭往信参照）はGOJのあか字補てんの意思表示が含ま

外務省

秘

れていないので。依然不十分であると言わざるを得ないとして別電第401号の米側原案を更にふえんして説明するところがあつたので、当方より。復帰時点以後については。制度の一体化により本件あか字うんめんの問題は事実上解消することになることは明らかであるが、復帰前の時期のあか字補てんについてGOJが確定的な意思表示することは本来大きな困難があるので。何らかの妥協点を見出そうとすれば。私見（カヤ）ではあるが。「あか字が生じた場合には予算のうち付けを条件として（SUBJECT TO BUDGETARY APPROPRIATIONS）やその補てんのため最大限の努力を行なうことを約する（USE ITS BEST ENDEAVAURS TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL 。。。。。。）。というが如きラインの表現につき相互に工夫して米原案の（アンダーラインの部分の）修正案を考えることも一案であると思う」と述べた。

2。右に対しクレーマーより。これも私見であるがと前置きし。上記の表現を一歩進め。「あか字が生じた場合には。GOJは日政援助予算の調整費（CONTINGENCY FUND）からその補てんを行なうことを約する」という如き言い方は不可能なりやと反問するところがあり。当方より。仮りにわが方が補てんにつき何らかの意思表示

秘

をする場合。如何なる費目からこれにじゆう当するかという問題は全くGOJ自体の問題であり。かかるSPECIFICな表現は何れにせよOUT OF THE QUESTIONであると述べたところ。クレーマーはクラーク等と相談の上「GOJ WILL GUARANTEE TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE 。。。 FROM THE FUNDS AVAILABLE TO IT」の如き案ならば如何と再提案を行なつた。当方より。右については「GOJ WILL MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE IN UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT FROM THE FUNDS WHICH WILL BE AVAILABLE TO IT AT THE TIME OF SUCH CONTINGENCY」（A）というようにパラフレーズした方がGOJ側にとつてそれなりに改善になろう。かかる表現の場合はあか字が生じた場合万一その時点でアヴェイラブルな資金がなければ補てんは行なわれないこともあり得るという含みがより明確になるが。かかる了解のもとにGOJがあか字補てんの意思表示をするということであればわか方一として検討を加えることが相対的に容易になるのではないかと思うと述べたところ。クレーマーはかかる表現でも差支えないと思うので右案文でぜひGO

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

J内部が現実的配慮から本けん案の解決を図られたい旨切望するところがあり。当方より。本日のやりとりは然るべく内部に報告したいと述べ辞去した。

3。上記の協議は非公式の了解のもとにひが双方いわばパーソナルな調整案を討議した形で終了したが。米側としてはクレーマーの口ふんより察するに上記案文（A）の如き表現でこの際本件をまとめるにやぶさかでないことをはっきり示さしたものと受取られる次第であり。事態をこれ以上放置することは得策とは思料されないので右のライン（日本語では「日本政府はあき字が生じた場合には。その時点で利用し得る予算上の資金があればこれを用いその補てんを行なう」）にてこの際覚書案（別電第401号米案のアンダーラインの部分を上記の如く修正する）につき合意することが当であると存ぜられるので関係方面と協議の上何分のご回電わずらわしたい。

4。なお米側は右提案の形式に固執せず。上記の文言による民政官に対する書簡（わが方の発出者は当方一任）でも十分であるとしているので念のため。

5。上記経緯については事務局より対策庁に連絡済の由。

（了）　　—6—

外務省

別添2

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

933

電信写

総番号（TA）　48752　　主管
70年10月1日20時15分　沖縄　発　米北1
70年　月2日05時16分　本省　着

外務大臣殿　　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

労働職業訓練所問題

第400号　略

貴信米北1第65号及び往電第391号に関し

労働職業訓練所問題に関し。30日カヤが事務局ミヤザキ次長と共に民政府クレーマー計画局長及びクラーク労外局長を往訪協議せるところ。その模様下記の通りの趣。

（右に先立ちカヤより。民政府内部の強こう論者とされるデーヴィス労働局調整官に対し。GOJがGRI失業保険会計のあか字補てんを正面から確約すると言う如きコミットメントの文書を取付けることに米側が固執することは現実的にあらず。あくまで個人的感触であるが。GOJに内在すべき（INHERENT）予算上の制約などの要素を考慮に入れた文言を工夫してみることが事態の打開のため必要である旨を述べたところ。「デ」より。米側内部で検討して見たいとの反応があり。右をはいけいとして30日の話し合いが行なわれた経緯がある）

1。先づ米側より。今回GOJより提出された説明資料（冒頭往信参照）はGOJのあか字補てんの意思表示が含ま

外務省

れていないので。依然不十分であると言わざるを得ないとして別電第401号の米側原案を更にふえんして説明するところがあつたので。当方より。復帰時点以後については。制度の一体化により本件あか字うんぬんの問題は事実上解消することになることは明らかであるが、復帰前の時期のあか字補てんについてGOJが確定的な意思表示することは本来大きな困難があるので。何らかの妥協点を見出そうとすれば。私見（カヤ）ではあるが。「あか字が生じた場合には予算のうら付けを条件として（SUBJECT TO BUDGETARY APPROPRIATIONS）やその補てんのため最大限の努力を行なうことを約する（USE ITS BEST ENDEAVAURS TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL。。。。。。）。というが如きラインの表現につき相互に工夫して米原案の（アンダーラインの部分の）修正案を考えることも一案であると思う」と述べた。

2。右に対しクレーマーより。これも私見であるがと前置きし。上記の表現を一歩進め。「あか字が生じた場合には。GOJは日政援助予算の調整費（CONTINGENCY FUND）からその補てんを行なうことを約する」という如き言い方は不可能なりやと反問するところがあり。当方より。仮りにわが方が補てんにつき何らかの意思表示

をする場合。如何なる費目からこれにじゆう当するかという問題は全くGOJ自体の問題であり。かかるSPECIFICな表現は何れにせよOUT OF THE QUESTIONであると述べたところ。クレーマーはクラーク等と相談の上「GOJ WILL GUARANTEE TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE 。。。 FROM THE FUNDS AVAILABLE TO IT」の如き案ならば如何と再提案行なつた。当方より。右については「GOJ WILL MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE IN UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT FROM THE FUNDS WHICH WILL BE AVAILABLE TO IT AT THE TIME OF SUCH CONTINGENCY」（A）というようにパラフレーズした方がGOJ側にとつてそれなりに改善になろう。かかる表現の場合はあか字が生じた場合万一その時点でアヴェイラブルな資金がなければ補てんは行なわれないこともあり得るという含みがより明確になるが。かかる了解のもとにGOJがあか字補てんの意思表示をするということであればわが方一として検討を加えることが相対的に容易になるのではないかと思うと述べたところ。クレーマーはかかる表現でも差支えないと思うので右案文でぜひGO

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

J内部が現実的配慮から本けん案の解決を図られたい旨切望するところがあり。当方より。本日のやりとりは然るべく内部に報告したいと述べ辞去した。

3。上記の協議は非公式の了解のもとにひが双方いわばパーソナルな調整案を討議した形で終了したが。米側としてはクレーマーの口ふんより察するに上記案文（A）の如き表現でこの際本件をまとめるにやぶさかでないことをはっきり示さしたものと受取られる次第であり。事態をこれ以上放置することは得策とは思料されないので右のライン（日本語では「日本政府はあき字が生じた場合には。その時点で利用し得る予算上の資金があればこれを用いその補てんを行なう」）にてこの際覚書案（別電第401号米案のアンダーラインの部分を上記の如く修正する）につき合意することが当であると存ぜられるので関係方面と協議の上何分のご回電わずらわしたい。

4。なお米側は右提案の形式に固執せず。上記の文言による民政官に対する書簡（わが方の発出者は当方一任）でも十分であるとしているので念のため。

5。上記経緯については事務局より対策庁に連絡済の由。

（了）　　—6—

外務省

ソカヒビ　万大博阪

大臣官房外務審議官
総務課長　典務課
次官　総務課長
大臣官房審議官
機密費　人事課　電信課　厚生課　計画課
国際資本課　文化交流課　会計課　営繕課
国際資本課　領事移住部　参事官室　調査企画課
領事移住部　領事移住部　参事官室　領事旅券課
アジア局長　参事官室　地域政策課　中近東課　東南アジア課　北米課　西欧課
米国局長　参事官室　北米二課　北米一課　保障条約課
中南米局　参事官室　中南米一課　中南米二課
欧亜局長　参事官室　西欧課　東欧課　西洋諸国課
近アフ局長　参事官室　近アフ課
経済局長　参事官室　次官　総務課　経済課　国際機関課　万国博覧会事務局
経済協力局長　参事官室　経済技術協力課　経済協力一課　経済協力二課
条約局長　参事官室　条約課　国際法課
国際情報局長　参事官室　情報政策課　情報分析課　報道課　文化事業課
文化事業部長　参事官室　文化交流課　国際文化課　国際教育課

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

873

電信写

総番号（TA）　48753　　主管
70年10月1日20時35分　沖縄　発　米北1
70年10月2日05時12分　本省　着

外務大臣殿　　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

労働職業訓練所問題

第401号　末
往電第400号別電

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (FOJ) "EXTENDS ASSURANCE" THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS, BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY

(2)

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICA OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

(3)

(3)

ソカ ヒヒ　万大 博阪

大臣 官房 外務 総務 次次 典房
総人 厚計 官審 審長 長
機 資 審文会 営給

国資長 参調析企
領移長 参領旅移

ア長 参地中亜 北東 二西
参北北欧
中南 参一二
欧長 参西東洋 西東

近ア長 参審近ア
経長 次経済 国万
参貿経 国
経協長 参政技 二
参 国一理
参 参協 参
長 参政経科
国長 軍社専
参 参通内外
文長 一二

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

429

電信写

総番号(TA) 50431　　主管
70年10月10日12時25分　沖縄　発
70年10月10日14時51分　本省　着　米北1

外務大臣殿　　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

総合職業訓練所覚書

第431号　略　10/20付

往電第400号に関し

1. 9日カヤはキシ対策庁総務課長、イシダ労働省職業訓練局管理課長とともに、ウイツセンヂャー民政府労働局長、クラーク渉外局長を往訪、総合職業訓練所覚書の問題につきこん談した。

2. 右話し合いにおいてわが方より、インコミツタルベースで、対策庁より民政府に発出すべき書簡の文案として別電第432号の英文案のうちアンダーラインのない部分を提示したところ、米側はかかる表現は微おん的（LUKEWARM）にすぎるとして反論したので当方より、「対策庁の権限または責任の範囲内」でいう考え方がわが方として打出し得る限度を示すものなることを力説した結果、クラークは私案なりと前置きし、別電第432号英文案のアンダーラインの部分を追加することがミニマムの要求であると思うと述べた（案文冒頭は当初GOJ UNDERSTANDS THAT .....となつていたが、当方

外務省

秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の希望によりGOJ HAVING BEEN INFORMED THAT .....に修正した）

3. 次いで、キシ課長より、ナカマツりゆう政労働局長とも協議し、GRIとしては今後失業保険かんじようの流用を行なわずその積立てにえい意努力する旨の民政府労働局長あての書簡を別途発出することにつきおおむね了解を取り付けた旨述べ、更に（当方で内部で協議した結果）右書簡をGOJが更にエンドースする如き案を米側は要求されているものの如くであるが、GOJの立場からいえばこれはやはり行き過ぎであり、わが方としては上記2.の対策庁の民政府に対する書簡（例えば長官より民政官あて）と労働局長相互間の書簡の2本のみで本件の解決を図ることが適切であると考えていると付言した。

4. 当方より、日米双方の考え方をミツクスした非公式案文（別電第432号）につき夫々内部で本格的検討を始めることとしたいと述べ、その結果早急に次回会合を開くことを申し合わせた。

5. 後刻クラークはカヤに対し、本日自分が示さした追加の文言は今までの行きがかりからいえば米側としては可成り思い切つた譲歩であるので米側部内取りまとめは簡単ではないと思うが追つて何分の連絡を致すべしと述べた趣。（了）

—2—

外務省

ソ カ ヒ　万大 博阪

内政審外外調官 務務 次次 典房 長 官官審審長長 儀総人電厚計 儀 資 管文会管給

国 賓 長 参調析企

領 移 長 参領旅移

ア 長 参地中東 北一東二西

米 長 参北北保

中 南 審 欧 長 参一二

近 ア 長 参管近ア

経 長 次経経国万

経 協 長 参貿統国

参政技二 国一理

条 長 参条協調

国 長 参政経科 軍社専

情 長 参道内外

文 長 一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　182

総番号(TA) J0428　主管

70 年 月 日 12時35分　神 総 発 米北1

70 年 10月10日 13時52分　本 省 着

外務大臣殿　高瀬 [大使] 臨時代理大使 総領事 代理

総合職業訓練所文案

第432号 年

経電第431号別電

(以下別紙英文)

外務省

THE GOJ HAVING BEEN INFORMED THAT THE USG IS UNABLE TO APPROVE THE USE BY THE GIR OF UNEMPLOYMENT INSURANCE FUNDS FOR ITS PORTION OF THE FUNDING OF THE VOCATIONAL TRAINING CENTER. THEREFORE, I HAVE BEEN INSTRUCTED TO INFORM YOU THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI SHOULD BECOME EXHAUSTED OR BE SO NEARLY EXHAUSTED THAT THE GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE IN ORDER THAT THIS PROJECT MAY PROCEED, THE GOJ REQUIST THAT THE USG APPROVE THE MEMORANDUM AUTHORIZING THIS PROJECT WITH THE UNDERSTANDING THAT OKINAWA-NORTHERN TERRITORIES AGENCY WILL USE ITS BEST ENDEAVOURS, WITHIN ITS SPHERE OF RESPONSIBILITY, TO COPE WITH THE SITUATION RESULTING FROM SUCH SHORTFULL AS MAY HAVE ARISEN IN THE SAID ACCOUNT TO THE EXTENT OF THE FUNDS THAT HAVE BEEN WITHDRAWN BY THE GRI FOR THIS PROJECT.

(3)

ノカ ニシ　万大 博阪

次官 政務 外務 大臣 官房 典房 官房 官房 審議官 長官 長官 長官 儀総人電厚計 儀書文会営給 儀賞

国際貿易長 参 企

領事移住長 参領旅移

ア長 参地中東 北東西

参北北保

中南米局長 参一二

欧亜局長 参西東洋

近ア局長 参管近ア

経済局長 次総経国万 参貿統国

経済協力局長 参政技二 国一理

条約局長 参条機機

国際法局長 参政経科 軍社専

情報文化局長 参道内外

文化交流部長 一二

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

328

電信写

総番号（TA）31494　　主管

70年10月16日13時20分　沖縄　発　北1

70年10月16日15時31分　本省　着

外務大臣殿　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

総合職訓

第454号　略　至急

往電第431号　5。に関し（10/10付）

1。16日クラーク渉外局長は。カヤに対し。総合職業訓練所の問題につき先般ノン。コミツタルベースでお互いに工夫した案文（往電第432号（10/10付））につき米側内部の説得に当つた結果。9行目のUSE ITS BEST END EAVOURS WITHIN ITS SPHERE OF RESPONSIBILITYを削除し。ONTA WILL COPE WITH THE SITUATION。。。。（以下同文）とする表現であれば米側内部を取りまとめ得ると判断するに至つたので（クレーマー。ウイツセンデヤーを含む局長レベルをクリアーした）民政官に持込む前にぜひ日本政府の内だくを得たい旨申し越した趣。当方としては。たとえ「最良の努力」や「権限内」の字くが削除されても実体的には「ONTA WILL COPE WITH 。。。。」の表現のみでも削除された部分の意味するところは読み込めると考えられるので

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

この際本修正案にてけん案の妥結を図られるようひ見あえて申進する。（案文念のため別電第455号のとおり）

2。なお。本書簡は対策庁長官より民政官に対して発出される形式とする場合（米側は右にて差支えなしとしている）「I HAVE BEEN INSTRUCTED TO」は削除されI WISH TO INFORM 。。。となる。また。米側はこの書簡のほかに冒頭往電3。のGRI労働局長のUSCAR労働局長に対する書簡があれば（との点事務局よりGRIに発出についての同意を確認中である）足りるとしており。これをGOJが更にエンドースする第3の書簡は最早固執していないので念のため。

3。何分のご取急ぎ回電わずらわしたい。

（了）

— 2 —

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

151

電信写

総番号(TA)　51504　　主管
70年　月　日13時40分　沖縄　発
70年10月16日16時16分　本省　着　北1

外務大臣殿　　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

総合職訓文案

第455号　平　至急
往電第4544号　別電

(以下別紙英文)

↓

ソ カ ヒ　万大博厚

大臣 官房 外務次官 外務次官 儀典長 官房長 官房審議官 審議官 総務課長 人事課長 厚生課長 計画課長 儀典 書記官 文化課 会計課 営繕課

国際資料課長 参調査課 企画課
領事移住課長 参領事 旅券課 移住課

ア長 参地域 中近東 東南アジア 北米 西欧
参北米 北米課 北米二課
中南米課長 参一二
欧亜課長 参西欧 東欧 東欧二課 西欧

近ア課長 参書記官 近東アフリカ
経済課長 次官 総務 経済 国際 万国
参貿易 統計 国際二課
経済協力課長 参政策 技術 二国 国際一課
参条約 協定
国際法課長 参政策 経済 科学 軍縮 社会 専門
情報文化課長 参調査 内外 情報
文化交流課長 一二

外務省

THE GOJ HAS BEEN INFORMED THAT THE USG IS UNABLE TO APPROVE THE USE BY THE GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE FUNDS FOR ITS PORTION OF THE FUNDING OF THE VOCATIONAL TRAINING CENTER. THEREFOR, I ~~HAVE BEEN INSTRUCTED~~ WISH TO INFORM YOU THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI SHOULD BECOME EXHAUSTED OR BE SO NEARLY EXHAUSTED THAT THE GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, IN ORDER THAT THIS PROJECT MAY PROCEED, THE GOJ REQUEST THAT THE USG APPROVE THE MEMORANDUM AUTHORIZING THIS PROJECT WITH THE UNDERSTANDING THAT OKINAWA-NORTHERN TERRITORIES AGENCY WILL COPE WITH THE SITUATION RESULTING FROM SUCH SHORTFULL AS MAY ARISE IN THE SAID ACCOUNT TO THE EXTENT OF THE FUNDS THAT HAVE BEEN WITHDRAWN BY THE GRI FOR THIS PROJECT.

(3)

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

取信検査

機密表示（極秘・秘の朱印）：秘　無期限

符号表示：暗　略　平

※総第 17－133 号

※第 230 号

※昭和　年　月　日　時　分発

45.10.17 19 05

大至急・至急・普通・LTF

※発電係

（※印欄内は電信課記入）

漢

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管：アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

主管局部課（室）名：アメリカ局北米オ一課

起案　昭和45年10月17日

起案者：佐藤　電話番号：445

協議先：条約課長

~~17-135~~

在沖縄高等弁務官　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて　宛知　大臣発

電報　在　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて

件名：

寄済

111

緊急転送

貴電オ454号に関し（10/16到着）

対策庁としては「ONTA will endeavor to cope with…」との立場であり、右につき米側の了解とりつけ方要望致すと共に、米側が「will cope with…」に固執な際には、右米側案にても止むを得ずとの見解の由

（昭和四二・七・一改正）

GB-1

発信人は対策庁長官となる由。

なお、本件書簡は対策庁の責任において発出する旨であり、本省が特にコメントすべき性格のものではないと考えているので、右責使お含みまで。

(3)

GB-3　外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　122

総番号(TA) 51940　主管
70年 月 日 15時40分 沖縄 発
70年 10月 19日 16時29分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

総合職訓

第461号 略

貴電米北1第230号に関し

1。お申越しの点を早速クラーク渉外局長に伝達せしめたところ、先方は部内の取りまとめのため、ENDEAVORの字くに日本側が固執しないことを強く再三要請するところがあつた趣。クラークは上記字くのない案(「WILL COPE WICH。。。」のみとする)で民政官の最終決裁に持ち込むこととしたく結果を早急に連絡する旨述べた由につき御了承ありたい。

2。なお、りゆう政労働局長は往電第454号のラインによる書簡を民政府労働局長に発出することに同意しているので念のため。

(了)

外務省

10/26 配付 Outo 4

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　85

総番号(TA) 52959　主管
70年 月 日 11時45分 沖縄 発
70年 10月 24日 13時47分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

労働総訓

第474号 略

往電第461号に関し

1。24日クラーク局長より、ENDEAVOURの語を除いた表現で弁務官の決裁を取付けたので、対策庁長官より右のラインにより民政官あての書簡を発出されたい旨要請越した。

2。上記については、おきなわ事務局に連絡済。

3。今後両書簡の発出については対策庁と事務局の直接連絡により取運ばれるものと了解する。

(了)

外務省

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 376 号

昭和 45 年 12 月 26 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代

（件名）
総合職業訓練所の開設

引用公・電信
日付・番号

本件職業訓練所は、客年12月15日日、米、琉3政府による覚え書きの調印が行なわれ、同月23日に同訓練所（於北谷村字吉原）において開所式が行なわれた。

本件に関する当地紙記事切抜き、概要書ならびに別添送付する。

付箋添付 ☒ 付箋空便（行）☐ 付箋空便（DP）☐ 付箋船便（貨）☐ 付箋船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：安本外に check 1 覚書送達
配付先：

要処理
首席事務官
（大）
渉外 調査
漁業
空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

外務受信
46.1.-8

GA—3—1　　在外公館

GA—4　　外務省

12月17日 タイムス

総合職訓23日に開所

日米琉が覚え書きに調印

軍雇用者の転職訓練や技能労働者養成のため、本土政府提助で北谷村吉原に発足した総合職業訓練所は、米民政府からの"待った"で開所が延れ、問題になっていたが、十五日ようやく日米琉三者で覚え書き調印が交わされた。開所式は二十三日午後一時から同訓練所で行なわれる。

昨年十二月の日米共同声明いらい、米軍の基地合理化に伴って大量解雇が続出、九月までに二千余人が軍雇用者を離れていった。

中には再就職を希望する熟練者も多く、職業転換訓練は緊急な問題であったが、同時に、若年労働力の本土流出、既存企業に対する約二千五百人の技能労働力の不足などの現状から、技能者養成機関の設置が叫ばれていた。

そのため政府は、本土政府提助百七十万ドルで北谷村吉原にある六月総合職業訓練所を建設、二年計画で、初年度は約三百三十二万ドルで、次期、実施は、将来問題をきたすおそれがあるのでけいかんしていたが、そのうち土地買収費、整地費などに六十九万ドルを琉球政府の失業保険特別会計の余裕金から支出した。

訓練所の訓練科目は初年度は自動車整備、板金、ブロック建築、機械の四科目で、九月には訓練生を募集し、応募者百四十人から、百十九人の合格者を発表した。ことしの軍雇用者が九十七人と圧倒的に多く、十月一日の開所が期待されていた。

ところが米民政府は、訓練所の開所に"待った"をかけ、十一月一日にステートメントを発表した。それによると「失業保険金の流用は、将来問題をきたすおそれがあるので、これに対し労働局では一職業訓練所は失業者のためにも活用されるものだ、法的にも問題がない」と言明、琉球政府が行なう形で、予算が取りつけられ、日米琉政府間の覚え書き調印となったものである。

米民政府がクレームをつけた理由には❶米側も常用員の失業保険金を負担しており、醵出に転用されては困る❷これからも人員整理に対応できないなどをあげているが、基本的には米国と沖縄の失業保険制度の考え方の相違が強調されたことになる。

総合職業訓練所は、初年度は軍雇用者を主体に六カ月間の転換訓練を行ないながら、引き続き三次建設工事が本土政府提助百七十四万ドルで今月中に着工、実習場、教室、寄宿舎などが来年三月までに完成することになっている。

来年四月からは現在の科目に機械、電子機器、接客、配管を加えて八コースの総合訓練所を完備、中校卒以上の應募者に転職訓練を行ない、軍雇用者の職業転換を完了して実施することになっている。開所式の二十三日は午後一時から第一式、入所式、祝賀会などが催される。

なお訓練所長には金城順一氏（前沖縄工業高校長）が就任、職員十八人のうち十二人は本土の雇用促進事業団から派遣される指導員があてられる。

12月17日 新報

23日からスタート

沖縄総合職業訓練所

軍離職者の再就職に全力

米民政府からものいいがついて開所が延び延びになっていた沖縄総合職業訓練所が二十三日からスタートすることになり十六日、仲松労働局長から正式に発表された。同所は技能労働者の養成と失業者の転職訓練をするもので初年度は軍雇用者の再就職訓練に力を入れる。

初年度は自動車整備、板金、ブロック建築、機械の四科目で定員百人、二年次は電子機器、接客、配管の四科を新たに加え定員を二百人とする。

訓練期間は二カ月で転換訓練を含めた総定員数は二百四十人になる。二年次に向けて初年度は近日中に着工され、来年三月までに完成する予定。増築費百七万ドルは本土政府からの援助。

同所には軍雇用者の大量解雇を含めた本土政府援助約六百三十万ドルを得て北谷村吉原に建設された。鉄筋コンクリート二階建で延べ面積は三千七百十二平方メートル。当初十月一日に開所する予定だったが、行政府が教育用機材費六十九万ドルを失業保険の剰余金から支出したため米民政府が「失業保険金をこの種のものに利用することはおかしいこもの言いをつけ十二月一日に延期された。しかし行政府と米民政府の調整がつかず、さらに開所が延び延びになっていたが、「こんど開所には失業保険金から支出はしない」ことを条件に調整がつき、十五日に竣工、同所建設のために金を出していない米民政府がメ機嫌やりメケれたのは、こんども軍雇用員の大量解雇が予想されるとから失業保険金が流るのをおそれているためとみられている。